

清流の国ぎふ



第2期 清流の国ぎふスポーツ推進計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

岐 阜 県

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の役割	3
3 計画期間	3
第1章 計画の背景	5
1 「第1期 清流の国ぎふスポーツ推進計画」の総括	6
2 東京2020大会に向けた取組みと成果、次世代への継承・発展…	17
3 スポーツを取り巻く社会状況の変化	22
4 県民のスポーツに対する意識・取組みの状況	27
第2章 目指す姿	31
1 基本目標	32
2 第2期計画推進の考え方	33
第3章 施策の展開	35
I 生涯にわたる健康と生きがいづくりのスポーツ推進	36
II 世界や全国を目指すアスリートの競技力向上	42
III 障がい者の活躍を広げるパラスポーツの推進	46
IV 地域資源を活かしたスポーツによるまちづくり	52
V 誰もが楽しめるスポーツ環境の整備	56
第4章 計画実現に向けて	59
計画実現のための役割	60
第5章 資料編	63

A large central circle with the text 'はじめに' inside it. It is surrounded by several smaller circles of varying sizes, some overlapping the main circle. The circles are light gray outlines.

はじめに

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成24年に「ぎふ清流国体（第67回国民体育大会）」「ぎふ清流大会（第12回全国障害者スポーツ大会）」を開催し、「ぎふ清流国体」では天皇杯・皇后杯を獲得、「ぎふ清流大会」では過去最高となる184個のメダルを獲得しました。また、両大会を契機として、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まるとともに、おもてなし活動等を通じた県民の地域の絆づくり、障がい者とともに生きる社会づくり、ボランティア活動に対する意識の高揚等、スポーツがもたらす成果が得られました。

こうした成果を次代に継承・発展させるため、平成25年3月、「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」が制定され、本県の今後のスポーツ推進の指針が示されました。

そして、平成25年9月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という）の開催が決定されました。これを受け、平成27年3月に、東京2020大会の開催年をターゲットイヤーとする「清流の国ぎふスポーツ推進計画」（以下、「第1期計画」という）を策定し、「スポーツ立県・ぎふ」を基本目標に掲げ、「競技スポーツの推進」「地域スポーツの推進」「学校体育の推進」「障がい者スポーツの推進」「スポーツによる地域振興」「スポーツ環境の整備」の6つの柱でスポーツの推進に取り組んできました。

一方、国においては、平成23年6月、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とうたう「スポーツ基本法」が制定され、同法の理念の実現に向け、平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画」が、そして本年3月には、令和8年度までを計画期間とした「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

こうした状況の中、令和2年初春から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会、経済、県民生活が一変し、スポーツの分野でも、東京2020大会が1年延期されるほか、行動制限によりスポーツ機会が減少するなど、大きな影響を受けました。

今般、第1期計画が目標としてきた東京2020大会が終了し、計画期間も満了することから、これまで取り組んできたさまざまな施策の成果を踏まえつつ、国の「スポーツ基本計画」や「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」の理念を具現化するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を含めた社会状況の変化や、東京2020大会のレガシーとして継承・発展させるべき政策課題にも的確に対応するため、岐阜県スポーツ推進審議会の答申を受け、今後5年間（令和4年度から令和8年度まで）の「第2期清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定するものです。

2 計画の役割

- 本計画は、本県のスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項とその他必要な事項を定めるものです。
- 本計画は、県民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参加することを支援し、競技団体、学校、市町村、県及びスポーツに関係するあらゆる団体がそれぞれの立場でスポーツに関する活動を行うための指針となるものです。

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に定める国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものと規定された「地方スポーツ推進計画」であるとともに、岐阜県清流の国スポーツ推進条例第7条に、県が策定することが定められている、「スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その実情に即したスポーツの推進に関する計画」に位置づけられます。

3 計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、社会状況の変化への対応等、必要に応じて見直しを行います。

<本計画における「スポーツ」とは>

岐阜県清流の国スポーツ推進条例では、「スポーツ」は「運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動」としており、本計画でも同様に整理しております。

例えば、健康増進や楽しむことを目的とした「ウォーキング（散歩）」などの運動は、スポーツに含まれますが、生活の上で、単に移動することを目的とした歩行は、本計画ではスポーツに含まれません。

ただし、スポーツは「する」だけでなく、「観る」「支える」という関わり方もあります。本計画では、スポーツを「する」「観る」「支える」ことを推進する施策を盛り込み、県民の体や心、住んでいる地域の元気に繋げていきます。

はじめに